

# 税

## 所得税 市・県民税

# の申告期間がはじまります



平成18年分所得税の確定申告および平成19年度市・県民税の申告についての相談会場を設けます。昨年と同様、上野税務署、伊賀県税事務所、伊賀市役所が合同で申告会場を設けていますので、早めに提出していただきますようお願いします。

※「上野税務署」「伊賀市役所」の庁舎では、申告相談会場を設けていませんので、ご注意ください。

### 所得税、市・県民税申告相談合同会場

#### ■申告相談期間

**2月13日(火)～3月15日(木)**

※土・日曜日、祝日は除く

#### ■受付時間

午前9時～午後5時

#### ■会場

ゆめぼりすセンター2階大会議室

#### ■その他

申告に際して特別な事情がある方には、個別相談コーナーを設置していますのでお気軽にご相談ください。



▲ ゆめぼりすセンター

※上記の期間以外に2月7日(水)～9日(金)の間、年金受給者を対象とした申告相談を行います。

※市・県民税の申告の場合は、次頁の会場でも受け付けを行っています。

(今年から地区市民センターでの申告相談は行いませんのでご注意ください。)

※申告相談会場は、所定の日時・場所以外では開設していませんので、よくお確かめの上、ご来場ください。

### 送迎バス



伊賀市役所、各支所、各地区市民センター(上野地区)から「ゆめぼりすセンター」間の送迎バスを運行します

・伊賀市役所(市営上野公園駐車場前) ⇔ ゆめぼりすセンター

・地区市民センター ⇔ ゆめぼりすセンター

運行日	市役所発時間	会場発時間
2月20日(火)・22日(木)・27日(火)	9:00 発	10:10 発
3月1日(木)・6日(火)・8日(木)	10:30 発	11:50 発
・13日(火)・15日(木)	13:20 発	14:30 発
	14:50 発	16:20 発

発着場所 (地区市民センター)	運行日
三田・小田	2月16日(金)・19日(月)
諏訪・新居	2月20日(火)・21日(水)
猪田・花之木	2月22日(木)・23日(金)
長田・久米	2月26日(月)・27日(火)
府中・中瀬	2月28日(水)・3月1日(木)
比自岐・友生	3月2日(金)・5日(月)
古山・花垣	3月6日(火)・7日(水)
神戸・依那古	3月8日(木)・9日(金)

・各支所 ⇔ ゆめぼりすセンター

発着場所	運行日	支所発時間	会場発時間
伊賀支所	2月16日(金)・19日(月)	9:00 発	10:00 発
	・23日(金)		
	3月7日(水)・8日(木)		
島ヶ原支所	2月21日(水)・22日(木)		
	3月1日(木)・2日(金)		
	・7日(水)・9日(金)		
阿山支所	2月27日(火)・28日(水)	10:30 発	11:50 発
	3月5日(月)・6日(火)	13:20 発	14:20 発
	・12日(月)・14日(水)	14:50 発	16:20 発
大山田支所	2月19日(月)・20日(火)	9:00 発	10:00 発
	・26日(月)・28日(水)		
	3月5日(月)・9日(金)		
青山支所	2月21日(水)・23日(金)		
	・26日(月)		
	3月2日(金)・12日(月)		
	・13日(火)		

#### 【注意事項】

(1) 地区市民センターからゆめぼりすセンター間の送迎バスについては、地区市民センターから会場までの所要時間が違うため、発着時間が異なります。バス時刻表を地区市民センターへ配布していますのでお問い合わせください。

(2) 交通事情その他諸般の事情により、発着時刻が若干遅れる場合がありますのでご了承ください。

(3) 利用料はいずれも無料です。

## 市・県民税申告相談会場

開催日	会場
2月16日(金)・19日(月)	島ヶ原支所 2階会議室
2月21日(水)～23日(金)	阿山保健福祉センター 1階ホール
2月27日(火)～3月2日(金)	いがまち保健福祉センター研修室
3月6日(火)～9日(金)	青山福祉センター教養娯楽室2
3月13日(火)～15日(木)	大山田農村環境改善センター 1階大ホール

※受付時間はいずれも午前9時30分～正午、午後1時～4時

## 税理士による無料相談

### 【日時】

2月19日(月)～23日(金)  
午前9時30分～午後4時

### 【会場】

ゆめぼりすセンター 2階

## 昨年の申告と変わったところは？

### 1 平成18年分の農業所得の申告は 収支計算で



水稻(米)の農業所得標準は廃止となり、平成18年分からは、「収支計算」により申告をしていただくこととなりますので、農業をされている方は申告の準備をお願いします。

\*収支計算とは、「収入金額」から「必要経費」を差し引いて「所得金額」を計算する方法です。

$$\text{収入金額} - \text{必要経費} = \text{所得金額}$$

収入金額：販売金額、自家消費、補助金など

必要経費：請求書、領収書(販売証明)など

※生活費は必要経費になりませんのでご注意ください。



### 【問い合わせ】

- 収支計算の方法や記録に関して  
上野税務署個人課税第1部門  
☎ 21-0289

### 2 既存住宅の耐震改修をした場合の 所得税額の特別控除制度が創設されました

平成18年4月1日から平成20年12月31日までの間に、対象区域内で自己の居住用家屋(昭和56年5月31日以前に建築されたもの)を現行の耐震基準に適合させるための耐震改修工事をした場合、かかった費用の10%相当額(最高20万円)がその年の所得税から控除されます。

確定申告の際に住宅耐震改修証明書(本庁建築課で発行。証明書の発行には、改修工事前と後の耐震診断書等が必要。)、当該税額控除の金額の計算に関する明細書および住民票の写しの添付が必要です。

### 【問い合わせ】

- 住宅耐震改修証明書に関して  
伊賀市建設部建築課 ☎ 22-9830
- 制度に関して  
上野税務署個人課税第1部門 ☎ 21-0289



## あなたは市・県民税の申告が必要ですか？

平成19年1月1日現在伊賀市に	住んでいる人	平成18年中に所得があった人	所得が給与のみの人	給与支払報告書が勤務先から提出済みの人	申告不要	
				給与支払報告書が勤務先から未提出の人	申告必要	
				給与を2カ所以上から受けた人	申告必要	
			所得が公的年金のみの人	公的年金支払報告書が支払者から提出済みの人	申告不要	
				上記の人のうち社会保険料控除などを受ける人	申告必要	
				公的年金支払報告書が支払者から未提出の人	申告必要	
				営業や農業、不動産、株式配当などの所得があった人	申告必要	
				医療費控除を受けようとする人	申告必要	
				平成18年中に所得がなかった人	伊賀市在住のどなたかに扶養されていた人	申告不要
					伊賀市在住のどなたにも扶養されていなかった人	申告必要
	住んでいない人	伊賀市に事務所・事業所・家屋敷をお持ちの人	申告必要			

※平成18年分の所得税の確定申告書を提出される方は、市・県民税の申告書を提出する必要はありません。

### 【申告書の送付先および問い合わせ】

- 所得税の確定申告 上野税務署 ☎ 518-0836 伊賀市緑ヶ丘本町1680番地 ☎ 21-0950
- 市・県民税の申告 伊賀市税務課市民税係 ☎ 518-8501 伊賀市上野丸之内116番地 ☎ 22-9613

